

平成 28 年度 交流協会奨学金留学生（国内採用）募集要項

公益財団法人交流協会（以下、協会）は、台湾からの外国人留学生の中から、国内採用による平成 28 年度交流協会奨学金留学生を下記により募集する。

記

1. 応募者の資格及び条件

- (1) 対 象：申請時に外国人留学生（注 1）として在籍（注 2）し、平成 28 年 4 月 1 日時点で、次に掲げるいずれかの要件に該当する（見込まれる）台湾からの外国人留学生。

- ① 大学院の修士課程に正規生（注 3）として進学する者及び在籍する者。
- ② 大学院の専門職学位課程に正規生（注 3）として進学する者及び在籍する者。
- ③ 大学院の博士課程（注 4）に正規生（注 3）として進学する者及び在籍する者。

（注 1）「外国人留学生」とは、日本の大学等において教育を受ける目的をもって入国し、大学に入学した外国人留学生（出入国管理及び難民認定別表第一に定める在留資格「留学」を有するものに限る）を言う。

（注 2） 研究生等の身分で非正規課程に在籍する外国人留学生を含む。

（注 3）「正規生」には、研究生、研修生、専攻生、科目等履修生及び聴講生等を含まない。

（注 4） 博士課程が前期 2 年と後期 3 年の課程に区分されている場合や 5 年一貫制の大学院の場合は、前期課程と後期課程に区分して取り扱う。

- (2) 国籍・地域：台湾籍を有し、申請時に日本在住の者。（申請時に日本国籍を有する者は、募集の対象とはならない。）

- (3) 年 齢：1981 年 4 月 2 日以降に出生した者。ただし、今年度当協会奨学金留学生で支給期間が終了する者が、来年度以降引き続き奨学金受給を希望して応募する場合はこの限りではない。

- (4) 健 康：心身ともに大学における学業に支障がない者。

- (5) そ の 他：次に掲げる者については、特別の事情がない限り採用しない。

ア. 他の奨学金等を支給される者。

イ. 留年者。

2. 奨学金支給期間

平成 28 年 4 月から、原則として、進学または在学する修士、博士または専門職学位課程の学位取得に必要な期間（標準修業年限）とする。

（ただし、5 年一貫制の大学院にあっては、前期課程及び後期課程に区分して取り扱う。）

（注）奨学金留学生として修士（前期）課程修了後、引き続き博士（後期）課程においても奨学金を希望する場合は、新たに国内採用に申請し、合格する必要があるので注意すること。

3. 奨学金等

- (1) 奨 学 金：144,000 円（修士課程及び専門職学位課程）、145,000 円（博士課程）の月額基本額に加え、特定の地域で修学・研究する者に対しては、月額 2,000 円又は 3,000 円を加算した額を、毎月支給する（なお、支給額が変更となる場合がある）。
- (2) 授 業 料：受入大学等に在籍するための要件となる経費で留学生本人が納入した額を、本人の申請に基づいて支給。（自治会費、校友会費、学会費、保険料、書籍、消耗品、学内規定にない経費等は支給対象外）
但し、入学金及び入学検定料については支給しない。また、日本政府の定める国立大学の授業料を超過する金額については、予算の範囲内で支給する扱いとなっているので、支給されない場合がある。（文部科学省令に定める国立大学標準授業料は、535,800 円となっている。）
- (3) 帰 国 旅 費：奨学金支給期間終了後所定の期日までに帰国する留学生に対しては、本人の申請に基づき日本の各国際空港－台北または高雄間のエコノミークラスの航空券を支給する。

（注） 帰国の際の保険料は自己負担とする。

4. 選 考

協会において、提出書類等を総合的に判断して、採用者を決定する。

なお、選考結果については、平成 28 年 2 月下旬（予定）に全応募者に対し文書で通知する。電話等による問い合わせには一切応じない。

5. 応募手続

応募者は、下記の書類（正本及び写し）を交流協会総務部奨学金担当（宛先は本要項末尾に記載）に平成 27 年 10 月 23 日（金）（当日消印有効）までに郵送にて提出する。直接来訪による受け付けは行なわない。提出書類は一切返却しない。

● 申請に必要な提出書類

		(正本)	(写し)
(1)	申請書 (別添の様式。カラー写真 (4.5 cm×3.5 cm) を必ず貼付すること)	1 部	1 部
(2)	研究計画書 (下記の要領で日本における研究計画書を作成すること。) 〈レポートの書式等〉 用紙：A4 文字の大きさ：12pt 言語：日本語又は英語 文字数：4,000～6,000 字程度。 書式：横書き、手書き／ワープロ等ともに可。 〈レポートの内容〉 氏名、出身大学名又は研究所名、日本での研究テーマ、研究の目的（先行研究の中での位置付け及び貢献度）、研究の方法（できるだけ具体的に書くこと）、参考文献一覧など	1 部	1 部

		(正本)	(写し)
(3)	現在在学している大学の在学証明書 (本奨学金応募締切日 3 か月以内に発行されたもの。)	1 部	
(4)	現在在学している大学院の全学年成績証明書。 (現在学部生、研究生又は通年評価を受ける前である等の理由で大学院における成績がない者については、提出不要。)	1 部	1 部
(5)	最終出身大学(学士号取得校)発行の全学年成績証明書。 (大学院修了者は、上記証明書に加えて、最終出身大学院発行の全学年成績証明書も提出すること。)	1 部	1 部
(6)	最終出身大学(学士号取得校)発行の卒業証明書又は卒業見込証明書。 (大学院修了者については、上記証明書に加えて、最終出身大学院発行の修了証明書も提出すること。) ※注 1	1 部	
(7)	来年 4 月に大学院正規課程に進学する予定の者は、合格通知書の写し (応募時点で提出不可能な者は、その旨と提出可能時期を記載した[様式自由]を提出するとともに、合格後に必ず追加で提出すること。)		1 部
(8)	指導教員の推薦状 (所定の様式で親展書とすること。)	1 部	
(9)	誓約書(別添の様式による)	1 部	
(10)	健康診断書 (本奨学金応募締切日 7 か月以内に受診した大学の保健管理センター等で発行のもので可。同センター等における受診項目、書式等は所定の様式と同一でなくてもよい。所定の様式は医療機関等で新たに健康診断を受診する場合に用いること。) ※注 2	1 部	
(11)	住民票 (市役所等で発行しているもので在留資格「留学」が明記されているもの。 コピー不可)	1 部	
(12)	パスポートのコピー。 (白黒可。出身地が確認できるページのみ)		1 部
(13)	選考結果返信用封筒・82円切手 (長形 3 号封筒に 82 円切手を貼付け、表に選考結果通知の送付先住所を記入したもの)	1 通	

(注 1) 学位記・卒業証書のコピー等であっても、大学の公印又は鋼印等が押されていて、大学側が内容を証明していることがわかるものであれば、正本として受理する。(公印又は鋼印等のコピーは認めない。)

(注 2) 在籍する大学の入学時期等の関係で、大学の保健管理センター等での受診結果の発行が応募締切までに間に合わない場合、その旨と提出可能時期を記載した書類[様式自由]を提出すること。受診結果が発行されましたら速やかに提出すること。

(注 3) 上記申請書に不備(記載漏れ、必要書類の不足)がある場合は、審査の対象外となることがあるので、申請時には必ず書類に不足がないか確認し提出すること。

(注 4) 審査は提出された上記(1)～(13)で行うことから、申請書に添付が必要な論文適用以外の資料(履歴書、論文等一式等)を添付しても、審査資料として一切取り扱わないので注意すること。

6. 注意事項

- (1) この要項に記載してある事項について不明な点や疑問があれば、交流協会総務部奨学金担当に照会すること。
- (2) 次の場合には、奨学金の支給を取りやめることがある。
 - ① 申請事項に虚偽が発見されたとき。
 - ② 協会理事長への誓約事項に違反したとき。
 - ③ 大学において懲戒処分を受けたとき、若しくは標準修業年限内の修了が不可能と判断されたとき。（専門教育における学業成績不良、停学の場合等）
 - ④ 在留資格「留学」が他の在留資格に変更になったとき。
- (3) 「3. 奨学金等」の奨学金及び授業料支給額については、平成 27 年度実績を示したものであり、支給額が変更となる場合がある。
- (4) 協会から支給される額を超えて必要となる授業料等については、自己の責任において支弁すること。

【個人情報の保護について】

応募書類に記載された内容は、個人情報として当協会で適切に管理し、奨学金留学生の選考手続き及び採用者への奨学金支給業務のほか、帰国後のフォローアップに関する業務のために使用いたします。

当該業務に必要な範囲で奨学金選考委員、在籍大学、奨学事業団体及び金融機関に情報を提供しますが、その際には個人情報の保護の徹底に努めます。

以 上

【本件担当・送付先】

〒 106-0032 東京都港区六本木 3-16-33 青葉六本木ビル 7 階
公益財団法人 交流協会 総務部 奨学金 担当
TEL:03 (5573) 2600 (内線 14) FAX: 03(5573)2601
E-mail:shougakukin@koryu.or.jp